

発行日：2002年4月22日(月)

掲示・配布

管理組合広報 (平成13年度第32号)

GW来客用臨時駐車証取扱について

平成14年4月27日(土)～5月6日(月)の間、来客用臨時駐車証の取扱が下記の通り変更になります。

1. 取扱

月日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日
使用可能時間	AM 9:00 ← 24時間 →	AM 10:00 ← 4.8時間 →		AM 10:00 ← 4.8時間 →		AM 10:00 ← 4.8時間 →
発行場所 担当	管理事務所 管理主任	管理事務所 担当理事		管理事務所 担当理事		管理事務所 管理主任
発行取扱時間	AM 9:00 ～ PM 5:00	AM 10:00 ～ AM 12:00		AM 10:00 ～ AM 12:00		AM 10:00 ～ AM 12:00

月日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
使用可能時間		AM 10:00 ← 4.8時間 →		AM 10:00 ← 4.8時間 →		AM 10:00 ← 4.8時間 →
発行場所 担当		管理事務所 担当理事		管理事務所 担当理事		管理事務所 管理主任
発行取扱時間		AM 10:00 ～ AM 12:00		AM 10:00 ～ AM 12:00		AM 9:00より 通常通り

2. 諸注意

1) 発行場所

管理事務所のみで発行します。

(4月27日～5月6日までは、各号棟発行担当理事の発行は停止します)

2) 発行時間

取扱時間以外の発行はいたしません。上表の発行取扱時間を参照ください。

3) 利用制限

臨時駐車場の利用可能時間は、実際の利用時間に関係なく発行日の午前10時から翌々日の午前10時までの4.8時間となります。

4月26日(金)発行分は発行時間に関係なく、翌日午前10時まで有効となります。

27日(土)まで使用の場合は、改めて27日午前中に発行を受けてください。

発行日は、4月27日(土)、29日(月)、5月1日(水)、3日(金)、5日(日)の午前中、10時から正午までです。発行日、発行時間をご確認ください。

4) 連続使用

原則として受付いたしません。但し、新規利用者受付終了後、空きが有る場合、12:00～

12：15の間で発行いたします。

- 5) その他、臨時駐車証利用に当たり、担当理事の指示がありましたら、従ってください。
違法駐車等の違反常習者、マナー違反者、組合費等の滞納者への利用受付はいたしません。
利用者には、利用上のルール・マナーを徹底させてください。
- * 臨時駐車証は車輛の前面、フロントガラス内へ掲示してください。
 - * 利用終了しだい速やかに臨時駐車票は管理事務所へ返却して下さい。
 - * その他、発行担当理事の指示に従ってください。